

お困りのことありませんか？

使える制度を紹介します

休校で休業した場合

→賃金を受けとれます

- ・事業者は全額助成されます（上限8330円/日）
- ・パート労働者もOK
- ・祖父や祖母など親族もOK
- ・フリーランスもOK（但し上限4100円/日）

自宅待機 賃金は？

→雇用調整助成金の活用を

- ・会社の都合で休業する場合は賃金の全額が保障されるべきです。
- ・最低でも6割以上の賃金を事業主が支払えば、支払いの3分の2まで助成が受けられます。
- ・4月からの新卒社員も対象です。

大阪労働局内 特別労働相談窓口 0120-939-009

家賃が払えない

→住居確保給付金制度があります。

- ・現在収入があってもOK（上限あり）
- ・貯金があってもOK（上限あり）
- ・返済不要（原則3カ月まで）

★要件として

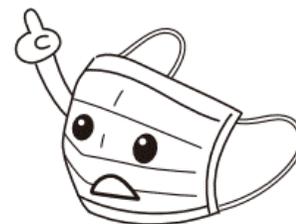
- ・2年以内に離職、などがあります。
- 申請は市役所・区役所に行います。

暮らしが大変

→生活保護制度があります。

- ・年金や就労収入があっても、保護基準との差額が支給されます。

新型コロナ対策



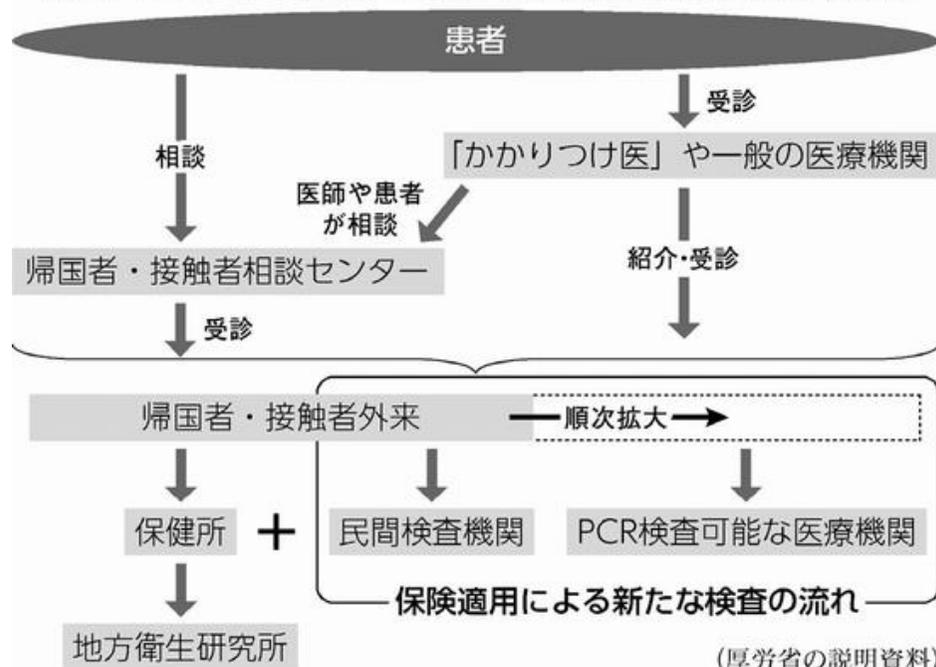
Q. 感染かもと思ったら

A. 風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く（高齢者や糖尿病患者は2日程度）場合や、「強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合はすぐに、まず保健所などに設置された「帰国者・接触者相談センター」や身近な医療機関に電話で相談を。

検査が必要だと判断した患者に、帰国者・接触者外来を紹介するという流れです。

検査・治療が遅れて重症化した事例が報道されています。日本医師会は、4日間我慢しなくても、いつもと違う症状であれば積極的に相談してほしいと呼びかけています。

新型コロナウイルスPCR検査の保険適用後の検査体制



(厚労省の説明資料)

お近くの新型コロナ
受診相談センターの
連絡先は